

目次 CONTENTS

- 2 今後実施する朝霞の取り組み
- 3 子育て家庭を応援します！
- 4 令和6年度 施政方針
- 6 野生鳥獣による被害を防ぐために・特定外来生物アライグマにご注意ください
- 7 佐久市イベント情報！！
- 8 市長コラム、ペットボトルの水平リサイクルがはじまります！
- 9 情報BOX
- 21 ようこそ！あさかの生涯学習へ
- 26 わたくしたちの健康
- 27 みんなすこやか、市民伝言板
- 28 PHOTO NEWS



朝霞市キャラクター
ぼぼたん

特集 今後実施する朝霞の取り組み

令和6年第1回朝霞市議会定例会では、さまざまな議案・施策等について審議が行われ、次の施策等を実施することが決定しました。各取り組みの詳細は、今後、広報あさか等でお知らせするほか、市ホームページにも公開しますので、ご確認ください。なお、今回の定例会の内容は、広報あさか5月号の「議会だより」に掲載する予定です。(令和6年度施政方針を4～5ページに掲載)

● 小ども医療費を通院・入院ともに18歳まで無償化します

☎/こども未来課 ☎463-2834

こども医療費はこれまで、通院は15歳まで、入院は18歳まで無償としていましたが、令和6年4月診療分から、通院・入院ともに18歳まで拡大します。また、新しい有効期限の受給資格証を、発送対象者の方へ3月26日(火)に発送します。

発送対象者/・令和6年度で高校1年生以下のお子さん

・令和6年度で高校2・3年生の方で、朝霞市のこども医療費の受給資格の登録をされている方

※高校2・3年生で登録のない方には、受給資格登録のご案内を送付しますので、申請してください。

● (仮称) こども人権相談窓口を設置します

☎/人権庶務課 ☎463-1738

身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩み事や、助けを求める声を的確にキャッチし、子どもをめぐるさまざまな人権問題の早期解決に向けた支援を行う窓口「(仮称) こども人権相談窓口」を設置します。相談には、専門のこども人権相談員が対応します。

相談方法/手紙(ミニレター)、電話、Web、直接面談で

相談対象/原則、18歳未満で、市内に在住、在学、通所もしくは入所する人およびその保護者など

※詳しくは、今後、広報あさかおよび市ホームページでお知らせします。

● おくやみコーナーを設置します

☎/総合窓口課 ☎463-2617

ご家族等の身近な方が亡くなられた際に、故人に関する必要な申請・手続きを案内する専用の窓口を設置し、ご遺族の方の心配事や負担の解消に対応します。

※開設時期・場所等が決まり次第、広報あさかおよび市ホームページに掲載します。